

南丹市

パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き



南丹市

令和6（2024）年4月

はじめに

南丹市では、『南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例』（令和4年4月1日施行）の理念に基づき、誰もがかけがえのない個人として尊重され、多様性を認め合い、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きていける共生社会を目指す取組を進めています。

その一環として、多様な性的指向や性自認の理解が十分に進んでいない中で、性的少数者（LGBTQ+）の生きづらさ・差別・偏見の解消や、地域の理解促進に繋げるものとして「パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

これは、一方又は双方が性的少数者（LGBTQ+）であるお二人が、市に対してパートナーシップ関係にあることを宣誓し、市が宣誓書に受領することをもって公的に証明するものであり、これにより、お互いを人生のパートナーと認められる安心感や、一部の行政サービスを婚姻相当の取扱いとして受ける権利を得られる制度です。

この制度の導入により、宣誓者の公的サービスの拡大はもとより、性の多様性に関する理解を広め、全ての市民が性別や性的指向、性自認に関わらず暮らしやすい社会の実現を推進します。

もくじ

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 宣誓することができる人・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 3 パートナーシップ宣誓手続きの流れ・・・・ 3 ページ
- 4 宣誓に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 5 受領証の再交付(内容変更)・・・・・・・・・ 7 ページ
- 6 受領証の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
- 7 都市間連携について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
- 8 パートナーシップ宣誓手続きの流れ・・・・・・ 9 ページ
- 9 よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ
- 10 参 考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ

Ⅰ 制度の概要

●南丹市パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、一方又は双方が性的少数者（LGBTQ+）であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、これを市が宣誓書に受領することをもって公的に証明する制度です。

民法上の婚姻とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が家族として安心して暮らせるよう、また、市民の多様性への理解が深まるまちづくりを推進するため導入されました。



2 宣誓することができる人

- (1) 双方ともに民法第4条に規程する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること。または、一方が市内に住所を有しており、かつ、他方が3カ月以内に市内に転入予定であること。
- (3) 双方ともに配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓しようとしている相手以外とこの制度を利用していないこと。
- (5) 宣誓者同士が民法に規程されている近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族もしくは直系姻族）などでないこと。

※養子縁組によって近親者となった場合は宣誓が可能。

(参考)

- 直系親族：祖父母、父母、子、孫 等
- 三親等内の傍系血族：兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族：子の配偶者、配偶者の父母・祖父母 等

3 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

(1) 提出書類の準備

●提出書類（詳細は6ページ参照）

- ①自署した宣誓書〔様式第1号（第4条関係）〕
- ②現住所を確認できるもの（住民票の写しまたは住民票記載事項証明書）
- ③婚姻していないことを証明できるもの（独身証明書など）
- ④本人確認ができる書類

(2) 事前予約

宣誓を希望する日から市役所閉庁日を除いた7日前までに、下記の予約先へご連絡ください。予約は宣誓希望日の1カ月前から受け付けます。

※市役所閉庁日（土・日・祝日、年末年始〔12月29日～1月3日〕）

【予約先】南丹市 市民部 人権政策課

TEL：0771-68-0015（午前9時00分～午後4時30分）

FAX：0771-63-2850

メール：jinken@city.nantan.lg.jp

★予約時にお伝えいただく内容

- ①宣誓希望日・時間〔令和●年●月●●日 午前 or 午後〕（所要時間：30分程度）
- ②宣誓されるお二人の氏名（フリガナ）
- ③お二人どちらかの電話番号

<その他>

- ・個室対応は可能ですので、ご予約の際にお伝えください。
- ・FAX、メールは24時間受け付けておりますが、開庁時間以外に届いたものは、翌開庁日以降の返信となります。
- ・予約は宣誓日・時間などの確認が取れた時点で成立します。
- ・予約状況により、ご希望に添えない場合があります。

(3) パートナーシップ宣誓の手続き

①必要書類をお持ちのうえ、予約した日時にお二人で以下の宣誓場所へお越しください。

★宣誓場所：南丹市役所 人権政策課（南丹市園部町小桜町47番地）

②ご準備いただいた提出書類を職員へ渡してください。

③提出書類の不備と宣誓の対象要件が備わっているかを確認します。

④不備等がなければ、受領証の交付日時を調整いただき、宣誓手続きは終了です。

※受領証の発行には、1週間程度かかります。

(4) パートナーシップ宣誓書受領証の交付

○(3)で調整した日時に、南丹市役所人権政策課までお越しください。

※お二人でのお越しいただくことが難しい場合は、いずれか一方が受領証をお受け取りにお越しいただくことも可能です。

○受領書を交付します。

※転入予定の方には、宣誓受付票を交付します。この場合、必ず交付日から3カ月以内に転入し、住民票の写し（転入後の住所記載のもの）を提出してください。受領証を交付いたします。

★交付書類（お二人それぞれに交付します。）

- ・受領印押印の「パートナーシップ宣誓書〔様式第1号（第4条関係）〕」の写し
- ・「パートナーシップ宣誓書受領証A4版〔様式第3号（第4条関係）〕」
- ・「パートナーシップ宣誓書受領証カード型」〔様式第4号（第7条関係）〕



● パートナーシップ宣誓書〔様式第1号（第4条関係）〕

(表面)

様式第1号（第4条関係）

南丹市パートナーシップ宣誓書

(宛先) 南丹市長

私たちは、南丹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

(宣誓者) フリガナ (宣誓者) フリガナ
氏 名 _____ 氏 名 _____
(生年月日: 年 月 日) (生年月日: 年 月 日)
フリガナ フリガナ
(通称名 _____) (通称名 _____)
住 所 _____ 住 所 _____

(代筆者) 氏 名 _____ (代筆者) 氏 名 _____

注) 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能です。下段に代筆者の氏名を記入してください。

(裏面)

様式第1号（第4条関係）

宣誓に関する確認書

私たちは、南丹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき宣誓をするに当たり、以下の内容を確認しました。

氏 名 _____ 氏 名 _____

確認事項 (お互いに確認したことは、□に✓を付けてください。)		
要綱 第2条	(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した。一方又は双方が性的少数者である二者の関係であること。	<input type="checkbox"/>
要綱 第3条 第3号、第4号	(独身等であること) 双方が、ともに現に、婚姻しておらず、かつ、宣誓をしようとする者以外と事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成しているものがないこと。	<input type="checkbox"/>
要綱 第3条 第5号	(近親者などでないこと) 民法第704条から第706条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係(宣誓をしようとする者同士が異子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)でないこと。	<input type="checkbox"/>
要綱 第9条	(受領証等の返還) 以下の事由に該当するときは、受領証等を返還すること。 (1) パートナーシップが解消されたとき (2) 一方又は双方が死亡したとき (3) 双方が市外に転出したとき (4) 第10条の規定により、宣誓又は申告が無効になったとき (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき	<input type="checkbox"/>

【職員記載欄】

本人確認書類 マイナンバーカード 顔写真 運転免許証
その他 (_____)

● パートナーシップ宣誓書受領証A4版〔様式第3号（第4条関係）〕

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

南丹市パートナーシップ宣誓書受領証

(生年月日: 年 月 日) (生年月日: 年 月 日)

宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ここにお二人が、南丹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
これからの人生において、パートナーとして互いに支え合うお二人のご多幸を祈念します。

南丹市長 印

【特記事項】

備考

- 1 背景には、適意意匠を加えるものとする。
- 2 氏名には通称を用いることを認める。
- 3 特記事項欄には、通称を使用している場合の戸籍上の氏名、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。

(4) 本人確認ができる書類

以下のいずれかをご用意ください。

●顔写真が添付されているもの 1点

例) マイナンバーカード(通知書不可)、旅券(パスポート)、運転免許証、官公庁が発行する免許証・許可証・資格証明書 等

●顔写真が添付されていないもの 2点

例) 健康保険証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保健等の年金証書、そのほか、官公庁が発行した免許証等で顔写真がないもの。

※通称名の使用を希望される人は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類(顔写真付きの社員証、住所記載の郵便物など)

※代筆者も本人確認が必要です。

※郵送の場合は、写しを申告書等に添付して送付してください。

5 受領証の再交付(内容変更)

受領証の再交付を希望する場合、若しくは住所・氏名・連絡先の変更があった場合は、事前に電話・FAX・メールのいずれかで南丹市人権政策課に予約してください。

申請後に、パートナーシップ宣誓書受領証を再交付します。

【紛失や汚損による再交付の場合】

●必要書類

(1) パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書〔様式第5号(第8条関係)〕

(2) 受領証(紛失している場合は提出を求めません。)

(3) 本人確認ができる書類

※受領証の紛失を理由とする再交付をされた場合、その紛失した受領証を発見され次第、ただちに南丹市人権政策課まで返還してください。

【宣誓書の内容変更による再交付の場合】

●必要書類

(1) パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書〔様式第5号(第8条関係)〕

(2) 受領証

(3) 変更内容が確認できる書類

(4) 本人確認ができる書類

6 受領証の返還

以下のいずれかに該当するときは、受領証を返還していただくことになりますので、事前に電話・FAX・メールのいずれかで南丹市人権政策課に予約してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 双方が南丹市外へ転出したとき
※一方が転出した場合は該当しません。
(南丹市と連携協定を締結している自治体に転出し、当該都市の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除きます。)
- (3) その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

7 都市間連携について

南丹市と連携協定をしている自治体の中で転出入する場合、申告により、手続きが一部省略できる場合があります。

※連携協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

★南丹市から転出する場合

- ・南丹市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、南丹市へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還の必要はありません。
- ・申告の手続きは、各自治体のホームページなどをご確認ください。

★南丹市に転入する場合

- ・連携協定を締結している自治体から南丹市に転入する場合は、改めて南丹市の宣誓書受領証等を発行します。
- ・申告の手続きは、来庁又は郵送にて受け付けます。

【申告に係る留意事項】

南丹市から転入前の自治体に対し、「申告に基づき受領証等を交付した事実と申告に係る事項」を通知することに同意いただけない場合は、申告書の受付ができかねますのでご了承ください。

8 パートナーシップ申告手続きの流れ

(1) 提出書類の準備

●提出書類

- ①パートナーシップ宣誓継続申告書〔様式第2号（第5条関係）〕
- ②転入前に交付を受けた受領証等類似書類の写し
※受領証、受領証カードなど
- ③住民票の写し、又は住民票記載事項証明証 各1通
※発行から3カ月以内のもの
※同一世帯の場合は、お二人が記載されているもの1通を提出してください。
- ④本人確認ができる書類
※マイナンバーカード、旅券（パスポート）、運転免許証など
※郵送の場合は、写しを申告書等に添付して送付してください。

(2) 事前予約（3ページ参照）

(3) パートナーシップの申告手続き

- ①必要書類をお持ちのうえ、予約した日時に以下の宣誓場所へお二人でお越しください。
○所在地：南丹市役所 人権政策課（南丹市園部町小桜町47番地）
- ②ご準備いただいた提出書類を職員へ渡してください。
- ③提出書類の不備と申告の対象要件が備わっているかを確認します。
- ④不備等がなければ、受領証の交付日時を調整し、手続き終了です。
※書類等に不備や不足等がある場合は、改めて申告日を調整します。
※受領証の発行には、1週間程度かかります。

(4) パートナーシップ宣誓書受領証の交付

- （3）に調整した日時に、南丹市役所人権政策課までお越しください。
※お二人でのお越しいただくことが難しい場合は、いずれか一方が受領証をお受け取りにお越しいただくことも可能です。
- 受領書を交付します。
※転入予定の方には、宣誓受付票を交付します。この場合、必ず交付日から3カ月以内に転入し、住民票の写し（転入後の住所記載のもの）を提出して

ください。受領証を交付いたします。

★交付書類（お二人それぞれに交付します。）

- ・受領印押印の「パートナーシップ宣誓書〔様式第1号（第4条関係）〕」の写し
- ・「パートナーシップ宣誓書受領証A4版〔様式第3号（第4条関係）〕」
- ・「パートナーシップ宣誓書受領証カード型」〔様式第4号（第7条関係）〕

《郵送による申告》

○事前に電話・FAX・メールのいずれかにて、南丹市人権政策課にご連絡のうえ、申告に必要な書類（9ページ参照）を郵送してください。

※ご連絡いただいた際に、必要書類等の確認をさせていただきます。

○提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認し、南丹市の受領証等を返送いたします。（返送する住所に指定がある場合は、申告書にその旨をご記入ください。）

※書類に不備や不足がある場合等は、こちらから連絡いたします。

【郵送先】

〒622-8651

南丹市園部町小桜町47番地

南丹市 市民部 人権政策課 宛



9 よくある質問

Q パートナーシップ宣誓制度と婚姻はなにが違うのですか。

A 婚姻は民法に基づいており、財産上の相続権や税金扶養の義務など様々な権利と義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、南丹市の要綱に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q パートナーシップの宣誓は、戸籍上の性別が同性でなければならないのですか。

A 戸籍上の性別が異性となるカップルであっても、宣誓者が性的少数者（LGBTQ+）であることも考えられます。このため、南丹市では限定するような取扱いはしません。

Q 同性婚制度とは違うのですか。

A 海外における同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続や社会保障などにおける保護を与えるものです。南丹市が行うパートナーシップ宣誓制度は、このような同性婚制度とは異なるものです。

Q 海外で同性婚をしましたが、宣誓できますか。

A 海外で同性婚をしているお二人に関しても宣誓できます。

Q 外国籍でも宣誓できますか。

A 対象要件に該当する場合は宣誓できます。宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3カ月以内のもの）など、現に婚姻していないことを確認できる書類（日本語訳を添付）を提出してください。

Q 事実婚でも宣誓できますか。

A 事実婚の人は、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的少数者（LGBTQ+）の人々が直面している偏見等の課題などとは性質が異なると認識しています。パートナーシップ宣誓制度は、性的少数者（LGBTQ+）のお二人が人生のパートナーとして、安心して暮らせるまちづくりと人権尊重の観点から導入するものですので、事実婚の状態にある方は宣誓できません。

Q 転入予定ですが、転入前に宣誓手続きができますか。

A 手続きはできます。ただし、いずれか一方が南丹市市民であり、かつ、もう一方が3カ月以内に南丹市へ転入される予定であれば宣誓が可能としております。転入することが確認できる書類（転出証明証等）を提出いただいた後、南丹市が宣誓受付票を交

付しますので、3カ月以内に転入手続きを済ませ、その日から2週間以内に住民票（転入後住所記載のもの）を提出してください。その後、正式な受領証を交付します。

Q同居していない場合は宣誓できませんか。

A宣誓できます。同居は要件には含まれておりません。

Q宣誓時は通称名を使用できますか。

A通称名は使用できます。ただし、パートナーシップ宣誓書には、他の提出書類（住民票等）に記載されている氏名を記入する必要があります。

Q郵送の手続きは可能ですか。

A職員立ち合いのもと、お二人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人でお越しください。ただし、特別な事情により、どちらか一方のみの来庁となる場合は、ご相談ください。

また、自署が困難な場合は、市職員の立ち合いのもと、宣誓者以外の者に代筆いただくことは可能です。

Qプライバシーは確保されますか。

A提出書類やその記載内容等に関する個人情報の保護は徹底して守ります。また、宣誓制度利用に際する、来庁時などに関しても、個室対応も可能ですので、ご希望がありましたら、電話等による事前予約の際にその旨お伝えください。

Q土・日・祝日に宣誓することはできますか。

A対応は平日（年末年始を除く）の午前9時00分から午後4時30分までを基本とし、特別な事情がある場合など、平日の来庁が難しい場合はご相談ください。

Q宣誓に費用はかかりますか。

Aパートナーシップ宣誓書受領証等の発行に費用はかかりませんが、宣誓の際に必要な提出書類の発行手数料は自己負担となります。

Q都市間連携をしている自治体から南丹市へ転居する場合、転居前でも申告はできますか。

A申告の際に必要な提出書類として、住民票の写し（転入後の住所記載のもの）が含まれているため、転居前の申告はできません。

Q郵送による申告の場合も、事前に連絡が必要なのはなぜですか。

A事前に提出書類等の確認をさせていただくことで、書類の不備等が防止でき、手続きをスムーズに行えると考えているため、事前のご連絡をいただくこととしています。

Q受領証にはどのような効力や使い道がありますか。

A受領証は市の要綱に基づく書類であり、法的効力はありませんが、現在のところ、以下の制度が利用対象となっております。ただし、制度それぞれにその対象条件がありますので詳細は南丹市ホームページからご確認ください。

- ・市営住宅への家族としての入居申込み
- ・犯罪被害者の家族としての見舞金の支給
- ・税務証明に関する同一世帯の同居親族としての代理交付申請
- ・Uターン者を含む子育て世帯への住宅購入費等の支援（商品券の交付）
- ・三世帯同居などの子育て世帯への住宅改修費の補助
- ・新婚世帯への婚姻に伴う住宅取得費等の補助

Q受領証等の有効期限はありますか。

A受領証等は、返還が必要とならない限り無効にはなりません。

Qパートナーシップ関係がなくなったときは、宣誓書受領証は返還しなければいけないのですか。

Aパートナー関係が解消された場合は、宣誓書受領証を返還いただく必要があります。

10 参 考

南丹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例(令和3年南丹市条例第29号)の理念に基づき、誰もがかけがえのない個人として尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認めあう相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる共生社会の実現に向けて、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である二人の関係であって、互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で必要な費用を分担し、相互に責任を持って協力することを約した二人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二人が市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (4) 申告 本市への転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を本市と締結した他の地方公共団体(以下「連携協定締結都市」という。)において、第7条第1項に規定する受領証に類する書類(以下「受領証等類似書類」という。)の交付を受けた二人が当該事実及びパートナーシップ関係にあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓又は申告要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 双方がともに民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が、市内に住所を有し、又は一方が市内に住所を有し、他方が3箇月以内に市内に転入予定であること。

- (3) 双方が、ともに配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が、ともに宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにならないこと。
- (5) 双方が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄の関係（当事者同士が養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約の上、双方が市職員の面前において南丹市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓をしようとする日前3箇月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 独身証明書その他婚姻をしていないことを証明する書類（外国籍の場合は、独身証明書又はこれに相当する書類（外国語で作成されたものである場合は、日本語訳文を添付すること。））
- 2 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3箇月以内に住民票の写しその他の市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自署することができないと認めるときは、市職員の立会いのもとで当該宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。
- 4 市長は、宣誓書の提出に際して双方の本人確認のため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) マイナンバーカード
 - (2) 旅券（パスポート）
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号のほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等、本人の顔写真が貼付されたもの等市長が相当と認める書類
- 5 市長は、宣誓をする日時等について、宣誓をしようとする者と事前に調整を行うものとする。

（申告の方法）

第5条 申告をしようとする者は、申告日を予約の上、双方が市職員の面前において南丹市パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類

- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- 2 第3条第2号に規定する市内に転入予定である者は、申告をした日から3箇月以内に、住民票の写しその他の市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、申告をしようとする者の一方又は双方が申告書に自署することができないと認めるときは、市職員の立会いのもとで当該申告をしようとする者以外の者に代筆させることができる。
- 4 市長は、申告書の提出に際して本人確認のため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) マイナンバーカード
 - (2) 旅券（パスポート）
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号のほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等、本人の顔写真が貼付されたもの等市長が相当と認める書類
（通称名の使用）
- 第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）において氏名と併せて通称名を使用することができる。
- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）の際に提示するものとする。
- （受領証等の交付）
- 第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の規定により宣誓等があり、第3条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、南丹市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号）及び南丹市パートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第4号）（以下「受領証等」という。）に宣誓書等の写しを添付の上、当該宣誓等をした者に交付するものとする。
- 2 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と氏名を受領証等に記載するものとする。
- （受領証等の再交付）
- 第8条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者等」という。）は、当該受領証等を紛失し、若しくは汚損し、又は改姓その他再交付が必要であると市長が認める事由が生じたときは、南丹市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受領証等を再交付することができる。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、南丹市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当事者の意志により、パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方又は双方が死亡したとき。

(3) 一方又は双方が市外に転出したとき。ただし、宣誓者等が連携協定締結都市へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。

(4) 次条の規定により宣誓等が無効になったとき。

(5) その他宣誓等の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項第3号ただし書に規定する場合は、受領証等が返還されたものとみなす。

(無効となる宣誓等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓等は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条の規定に反しているとき。

(4) 第4条第2項又は第5条第2項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号(受領証ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(宣誓書等の保存期間)

第11条 市長は、宣誓書等を10年間保存する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。